



株式会社せとうちフェリー
定 款

令和6年 3月27日 作 成



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社せとうちフェリーと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 内航海運業

(2) 前号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を鹿児島県大島郡瀬戸内町に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。



(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- 2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。



第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。



(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 当会社の取締役は、株主の代表者に限定する。

(取締役の選任の方法)

第23条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当会社に取り役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。



- 2 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
- 3 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金2000万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和7年3月31日までとする。



(設立時の役員)

第32条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 山畑貴宏

設立時取締役 鎌田愛人

(設立時の代表取締役)

第33条 当会社の設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋 1 1 1 4 番地 8 2

設立時代代表取締役 山畑貴宏

(発起人)

第34条 当会社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津 2 3 番地

瀬戸内町

普通株式 2 4 0 株 金 1 2 0 0 万円

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋 1 1 1 4 番地 8 2

有限会社山畑運送

普通株式 1 6 0 株 金 8 0 0 万円

(定款に定めのない事項)

第35条 本定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の定めるところによる。



以上、株式会社せとうちフェリーを設立のため、発起人瀬戸内町外1名の定款作成代理人である司法書士木村昭一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年3月27日

発 起 人 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津23番地
瀬戸内町
町長 鎌田愛人

発 起 人 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1114番地82
有限会社山畑運送
代表取締役 山畑貴宏

上記発起人2名の定款作成代理人
鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江4番地3

司法書士 木 村 昭一郎

司法書士
木村昭一郎